

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年6月2日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条の表霧島市立溝辺学校給食センターの項の前に次のように加える。

| | |
|--------------------|----------------|
| 霧島市立国分地区南部学校給食センター | 霧島市国分上小川867番地2 |
|--------------------|----------------|

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立木原小中学校、川原小学校、上小川小学校、国分西小学校及び天降川小学校に学校給食を提供するための学校給食センターを新たに設置することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。